

県有財産売買契約書（案）

奈良県森林技術センターを甲とし、〇〇〇を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり県有財産の売買契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両当事者は、日本国の法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、乙に対してその所有に係る次の立木を伐採した物件（以下「売買物件」という。）を売り渡し、乙はこれを買受ける。

- （1）所在地 奈良県吉野郡川上村大字井光地内
- （2）数量 素材 100 m³

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〇〇〇 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 〇〇〇 円）とする。

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するにあたり、乙が甲に、契約保証金として
金 〇〇〇 円を支払ったことを確認する。
2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により納入通知書記載の期日までに甲に支払わなければならない。
2 前条第1項に定める契約保証金は、乙の申出により売買代金の一部に充当することができる。
3 乙は、甲の指定する期限までに現納代金を納付しない場合は、当該期日の翌日から納付までの日数に応じ、当該未納の現納代金につき、年 10.75 パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に納付しなければならない。

（売買物件の引渡しおよび所有権の移転）

第6条 甲は、立木を県有林から分割して伐採の上、集積場所まで搬出し、その都度集積場所において乙に引き渡すものとする。
2 前項の引渡しは、乙が売買代金を納入した日から令和●●年●月●日までの間に行うものとする。
3 木材の所有権は、第1項に定める引渡しを行ったときに、乙に移転するものとする。
4 乙は、売買物件の搬出が完了したときは、甲に完了届（様式第1号）を提出しなければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
（1）乙が、第5条第1項の期限までに売買代金を納付しないとき。
（2）乙が次のいずれかに該当するとき。
ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはそ

の者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) 乙が、その他契約で定める重要な条件に違反したとき。

2 甲は、前項(2)及び(3)の規定により契約を解除した場合は、当該契約の解除された部分に係る売買契約を乙に返還させ、その返還があったときはこれに相当する売買代金を返還するものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙の納付した契約保証金があるときは、これを甲の帰属とし、契約保証金のないときは、甲は、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

(特殊の理由による契約の変更又は解除)

第8条 甲又は乙は、法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない理由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議の上、その履行不能の部分につきこの契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により契約を変更し、又は解除した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対して、その損害の賠償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(危険負担)

第10条 この契約の日から売買物件の引渡しまでの間において、甲の責に帰すことのできない事由により、売買物件が滅失し、又はき損したときは、その滅失又はき損は、乙の負担とする。

(かし担保)

第11条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足、その他隠れたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることがで

きない。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第14条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(奈良県契約規則の適用)

第15条 この契約の条項に定めるもののほか、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）の定めるところによるものとする。

(疑義の決定)

第16条 この契約及び奈良県契約規則に定めのない事項並びにこの契約に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 奈良県高市郡高取町吉備1番地
奈良県森林技術センター
所長 吉田 浩巳

乙 〇〇〇
〇〇〇

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

